

下水道事業

公共下水道工事について

平成6年度より整備を開始し、認可総延長52,268mに対し、平成14年度までに29,397mの整備が完了しました。平成15年度は、約1,240m及びマンホールポンプ10箇所を整備する予定です。

これと同時に、公共汚水ます(皆さんの宅地の中に市が設置するますです。)も設置しますが、その際に、職員が説明に伺いますので、ご協力をお願いします。

下水道の整備に伴い、市内各所において工事を施工し、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解ご協力をお願いします。

問合せ先 下水道課 施設担当

平成15年度工事施工予定箇所図



田原二丁目地内



古川渡地内

井倉地内

水道課からのお知らせ

○ご注意ください

全国各地において、『給水管清掃サービス』を語る悪質な訪問販売業者によるトラブルが多数発生していることが明らかになりました。典型的な販売の手口は、「給水管の点検に来ました」・「水道局から来ました」・「お試し価格です」などと言って各家庭を訪問し、躊躇している間に強引に清掃作業を行い、当初の説明より高額な作業代金を請求するというものです。また、このような給水管の清掃サービスは、特定商取引に関する法律に指定役務として明記されていないため、業者が契約の内容を明らかにした書面を交付せず、クーリング・オフができないケースが多いので注意してください。おかしいと思ったらすぐに身分証明書の提示を求め、水道課まで連絡をしてください。水道課では次のようなことは行っておりませんので、十分ご注意ください。

- ・水道使用量のお知らせ(検針票)でお金をいただくこと
- ・有効期限切れのメータ(量水器)を交換して、お金をいただくこと
- ・お客様からご依頼のない水質検査の実施や水質検査をしてお金をいただくこと
- ・漏水などの調査でお客様宅へお伺いして、お金をいただくこと
- ・公道上での本管の漏水修理に関して、お金をいただくこと
- ・突然訪問して、浄水器の販売・幹旋や水道管の清掃・配管工事契約を行うこと

○お引越しが決まったら

市営上水道または簡易水道を現在ご使用しているか、ご利用予定の方は、お引越しの予定日前(1週間程度前)に必ず使用中止の届出(閉栓届け)若しくは、給水使用申し込み(開栓届け)の手続きが必要です。手続きは、都留市役所水道課窓口にて受け付けております。(手続きは電話ではできませんので、必ず水道課窓口までお越しください。)

閉栓届けが提出されない場合はご使用の有無にかかわらず、基本料金が発生し続けてしまいますのでご注意ください。開栓届けをしないまま無断での使用が判明した場合は、直ちに給水を停止いたしますのでご注意ください。なお、閉栓届け、開栓届けの際には、それぞれ手数料として300円が必要となります。

届出・申込先

都留市役所庁舎裏 水道課窓口
午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜、日曜、祝祭日を除く平日のみの受付です)